

阿佐海岸鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限設定及び変更認可申請
に関する意見募集の結果について

令和 3 年 8 月 2 日
四国運輸局鉄道部計画課

四国運輸局では、令和3年5月31日（月）から令和3年6月14日（月）まで、阿佐海岸鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限設定及び変更認可申請について、電子政府の総合窓口（e-GOV）を通じて意見を募集し、また、四国運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

意見募集の内容に関連するご意見は3件でした。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

国土交通省四国運輸局鉄道部計画課
電話番号：087-802-6755

阿佐海岸鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限設定及び変更認可申請に対して頂いたご意見と国土交通省の考え方

○パブリックコメント意見提出総数：３件

○意見募集期間：令和３年５月３１日（月）～令和３年６月１４日（月）

項番	ご意見	国土交通省の考え方
1	障害者単独利用時に連絡社線との組み合わせで 100km 超の要件で割引されるが残っているが、2020 年の鉄道線休止の段階で、連絡社線の切符発売は終了し、単独利用時には特殊割引は利用できない認識となっているが、並行する路線バスと同様、単独割引の対象を拡大できないか？ また、精神障害者保健福祉手帳所持者への割引も開始できないか？	障害者に対する運賃割引については、鉄道事業者の自主的な判断に基づき、割引による減収を他の利用者の負担によって賄う形で実施されております。 頂いたご意見につきましては、阿佐海岸鉄道株式会社にお伝えするとともに、障害者に対する運賃割引について、各鉄軌道事業者へ引き続き理解と協力を求めて参りたいと考えております。
2	本件の意見募集期間を 30 日未満としたのは、なぜですか？	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項及び第 3 項の規定により、国の行政機関が命令等を定めようとする場合には意見公募手続きを実施すること、その意見提出期間は公示の日から起算して 30 日以上でなければならないことが定められております。 本件については、命令等を定めるものではなく、行政手続法第 39 条第 1 項に規定された意見公募手続に基づくものではない、任意の意見募集として、広く利用者から意見を聞くために実施するものです。 事業者からの申請に対して、迅速な処分を行うため、30 日未満の意見募集期間としております。

3	まず現行運賃に対し倍額以上となりあまりにも高すぎる。 さらに回数券や団体券なども廃止し、より暴利を貪る内容となっている。 そもそも DMV 化自体どう考えても税金の無駄であり、廃止を促進するための施策にしか見えない。 このような鉄道の原則を無視した運賃を認可するなら監督官庁の存在意義はない。 これらの矛盾を無視してどうしても認可したいなら認可時点から 50 年間は廃止を認めないなどの条件を付すべきである。	本申請については、鉄道事業法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査し、認可をいたしました。 また、所定運賃については、認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で事業者から届出されます。 DMVの導入目的については、線路と道路をシームレスに走行できる特性から、地域住民の「移動手段の確保」、旅行者の「二次交通の確保」及び大規模災害時の「交通機能のリダンダンシー確保」が図られること、また、「車両自体が観光資源」となり、国内外から「新たな人の流れ」を創出することなど、阿佐東地域の活性化に寄与することとされております。 なお、頂いたご意見につきましては、阿佐海岸鉄道株式会社に伝えけるとともに、今後の鉄道行政の参考とさせていただきます。